

令和2年度第2回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

会次第

◇ 日時 令和2年9月9日（水）10時開催

◇ 形式 Web会議システムによるリモート開催

会次第

1. リポジトリの運営に関するヒアリング
2. その他

令和2年度第2回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

配付資料

ページ

(資料1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員・専門委員名簿 -----	1
(資料2) リポジトリの運営に関するヒアリングについて -----	2
(参考資料1) 収集除外リポジトリの事例-----	3-4
(参考資料2) オンライン資料収集に係る法規対照表 -----	5

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
所属委員・専門委員名簿

小委員長	福井 健策	弁護士
委員	植村 八潮	専修大学文学部教授
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員
	根本 彰	東京大学名誉教授
専門委員	佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会 専務理事兼事務局長

## リポジトリの運営に関するヒアリングについて

### 1. 目的

オンライン資料収集制度においては、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの<sup>1</sup>」に該当する場合、収集対象から除外される。無償かつ DRM なしのオンライン資料に限り収集している現状では、大学等の学術機関が運営する機関リポジトリがこれに該当するが、収集範囲を有償又は DRM ありの資料まで拡大した場合、民間が運営するリポジトリもこれに該当し得るか検討する必要がある。

このため、民間リポジトリの構築に向けて準備中である事業者から、リポジトリ運営の想定について聴取し、有償等オンライン資料の制度収集施行に向けた検討に資することとした。

### 2. ヒアリング項目

#### (1) リポジトリ構想の概要

- 運営主体、目的、開始時期等

#### (2) 収録コンテンツの概要

- 提供元（リポジトリ参加者）、主な分野、数量、収集方法等

#### (3) 運営体制

- 公衆への利用提供について
- コンテンツの保存について（提供元からの修正・削除依頼への対応方針、バージョン管理を含む）
- 安定性について（運営終了時のコンテンツ取扱方針を含む）

#### (4) その他

- 国立国会図書館が運営する検索システムとのメタデータ連携の可能性について

### 3. 報告者

田中 敏隆 氏

一般社団法人日本電子書籍出版社協会常任幹事（図書館対応ワーキングチーム座長）

---

<sup>1</sup> 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）第 3 条第 3 号

収集除外リポジトリの事例  
－NII-ELS（国立情報学研究所電子図書館）<sup>1</sup>の場合－

1. 概要

- 運用主体：大学共同利用機関法人国立情報学研究所（NII）
- 目的：我が国の学協会の発行する学術雑誌等の電子化・公開により、学術情報流通に貢献する。
- 提供期間：1997 年～2017 年

2. 収録コンテンツ（提供終了時点）

- 提供元：国内の学協会 400 団体以上
- 分野：全ての学問領域
- 数量：論文 390 万件以上（雑誌 1,400 タイトル以上）
- 収集方法等：学協会は、冊子体の提供または PDF ファイルの作成、電子化及び提供に係る権利処理を担当。NII は、学協会との契約に基づく冊子体の電子化と提供、または学協会が作成した PDF ファイルの公開を担当。

3. 運営体制

- 公衆への利用提供：CiNii<sup>2</sup>を通じて提供。無料、機関定額制（法人のみ）、従量制（法人又は個人）のコンテンツが混在。
- コンテンツの保存：コンテンツの修正・削除依頼に対しては、一定の基準を設けて対応。コンテンツを非公開にする場合も、書誌データは適宜状況説明を補い公開継続。
- 安定性について：NII と各学協会との覚書において、どちらかに継続困難な事情が発生した場合、収録コンテンツの取扱いについて協議の上決定する旨規定されていた。学協会誌の電子化に対する支援を J-STAGE<sup>3</sup>に一本化するという国の方針により、NII-ELS は終了したが、収録コンテンツは、国立国会図書館デジタルコレクション<sup>4</sup>、J-STAGE、その他（学協会サイト、機関リポジトリ等）に移行された（別紙参照）。移行先は学協会の意思により決定され、移行に関する全体調整は NII が行った。

4. その他

- 国立国会図書館サーチとメタデータ連携を行っていた。（更新頻度：随時）

---

<sup>1</sup> [https://www.nii.ac.jp/nels\\_soc/](https://www.nii.ac.jp/nels_soc/)

<sup>2</sup> <https://ci.nii.ac.jp/>

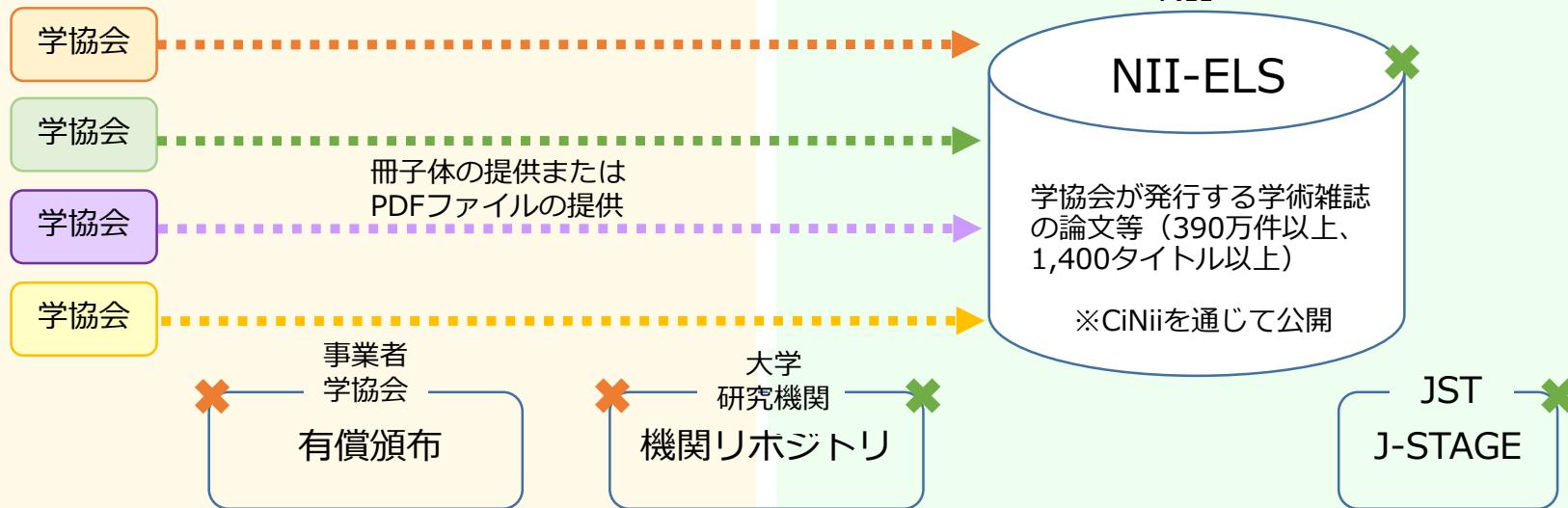
<sup>3</sup> <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja>

<sup>4</sup> <https://dl.ndl.go.jp/>

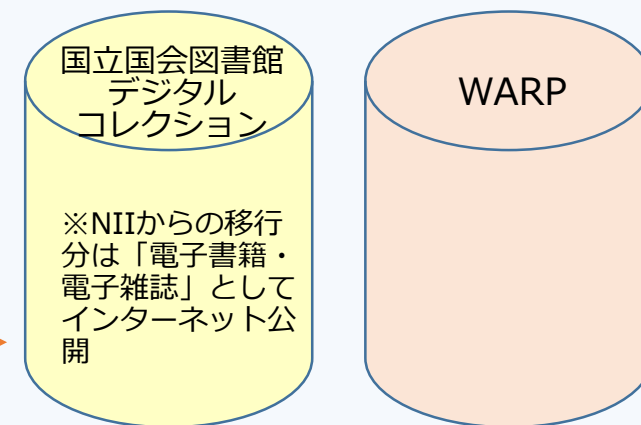
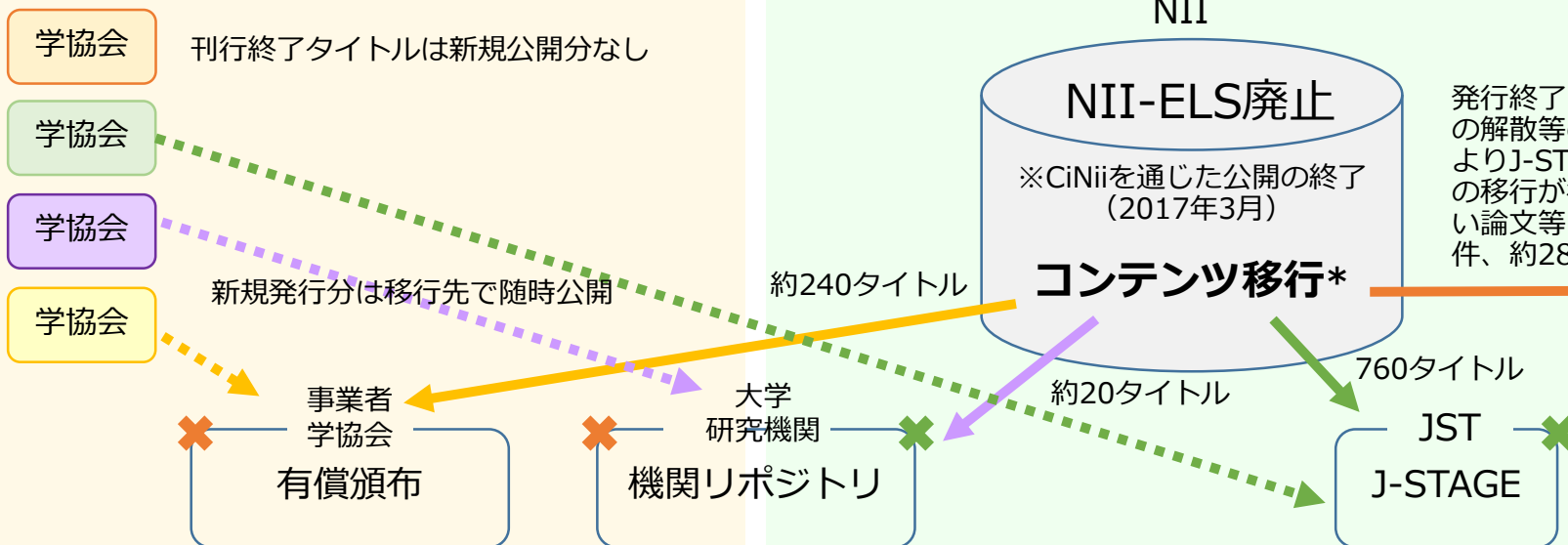
民間

公的機関

NDL



NII



\* 移行タイトル数は移行状況リストを元にした数字。  
 <[https://support.nii.ac.jp/ja/cia/els\\_transfer](https://support.nii.ac.jp/ja/cia/els_transfer)>  
 このほか、学協会の会員制サイト、無料公開もあり。  
 移行先が複数の場合や公開準備中の場合もあり。

<p>国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄） 第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、<b>文化財の蓄積及びその利用に資するため</b>、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号） （オンライン資料） 第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものと並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。）とする。 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード（特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）又は当該コードに類するものであつて館長が定めるものが付与されているもの 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として、館長が定めるものにより記録されているもの（目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。）</p>	<p>国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）</p>
<p>第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、<b>文化財の蓄積及びその利用に資するため</b>、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>（提供の方法） 第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法</p>	<p>4 （規程第二条第一号の情報） 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。 一 題名 二 作成者 三 出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。） 四 出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。） 五 オンライン資料が複数の版が存在する場合は、版に関する情報 六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報 七 オンライン資料がハイパーテキストトランススファアプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ</p>
<p>② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。 一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合 三 <b>オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合</b></p>	<p>（収集目的の達成に支障がない場合） 第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合 三 <b>オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合</b></p>	<p>5 （規程第二条第二号の記録媒体） 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。 6 （規程第二条第二号の記録方式） 規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。</p>
<p>③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ。 ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続） 第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。</p>	<p>1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額</p>
<p>四 その他館長が特別の事由があると認めた場合 ③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ。 ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（提供の免除） 第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。</p>	<p>（公示） 第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。 （委任） 第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。</p>
<p>第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、<b>文化財の蓄積及びその利用に資するため</b>、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>（提供の免除） 第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。</p>	<p>（公示） 第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。 （委任） 第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。</p>